

市第26号議案 横浜市手数料条例の一部改正

1 趣旨

旅館業法の一部改正（以下「改正旅館業法」という。）により、旅館業の営業者の地位を承継する「事業譲渡」の規定が新設されました。営業者の地位を承継する場合は、同法で許可権者の承認を受けることが規定されています。

これに伴い、本市において許可権者（保健所長）に対する「事業譲渡」の承認申請の手数料を新設する必要があるため、横浜市手数料条例（以下「条例」という。）の一部改正を行います。

2 条例改正の概要

(1) 改正内容

表1のとおり、改正旅館業法の内容に合わせて、条例の関係条項を改める等の所要の改正を行います。

【表1】

承継事由	旧旅館業法	改正旅館業法
事業譲渡 <新設>	規定なし	第3条の2第1項
法人の合併又は分割	第3条の2第1項	第3条の3第1項
相続	第3条の3第1項	第3条の4第1項

(2) 手数料金額

表2のとおり、「事業譲渡」の承認申請手数料を新設します。

この金額は、現行の営業者の地位を承継（「法人の合併又は分割」及び「相続」）する際の手数料と同額です。

【表2】

承継事由	手数料（案）
事業譲渡 <新設>	7,400円

3 施行予定日

改正旅館業法の施行期日

※この法律の施行は、公布の日（令和5年6月14日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日とされています。政令が公布され次第、改正手数料条例の施行日を規則で定めます。

《参考》新旧対照表（横浜市手数料条例）（平成12年3月横浜市条例第32号）

現 行	改 正 案
(手数料) 第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(26) (略) (27) 旅館業法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた____地位の承継の承認申請手数料 同 7,400円	(手数料) 第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(26) (略) (27) 旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料 同 7,400円